

告 示

埼玉県告示第七百三十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―五〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県越谷市新越谷二丁目百八十九番一外十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百三・七六立方メートル